

「別 記」

平成25年村上市条例第 号

村上市景観条例

目次

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 景観計画の策定等（第6条－第8条）

第3章 行為の規制等（第9条－第15条）

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第16条－第25条）

第5章 景観形成推進組織（第26条）

第6章 支援及び助成並びに表彰（第27条・第28条）

第7章 雑則（第29条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項その他良好な景観の形成のために必要な事項を定めることにより、本市の歴史、文化、自然等を活かした村上らしい景観を守り、育て、つくり、市民一人一人が愛着と誇りの持てる景観を次の世代に引き継いでいくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、次項及び第3項に定めるもののほか、法及び建築基準法（昭和25年法律第201号）において使用する用語の例による。

2 この条例において「市民等」とは、市内に住所を有する個人及び市内の土地若しくは建築物、工作物等の権利等を有するもの又は法第16条第1項及びこの条例第9条に規定する行為を行う者をいう。

3 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行う個人又は法人その他の団体で、法第16条第1項及びこの条例第9条に規定する行為を行う者又はこれらの設計の業を行う者をいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するための必要な施策を実施しなければならない。

2 市は、前項の施策の実施に当たっては、市民等及び事業者の意見が十分に反映されるよう努めなければならない。

3 市は、公共施設等の整備を行うに当たっては、良好な景観の形成に先導的な役割を果たすよう努めなければならない。

4 市は、市民等及び事業者の良好な景観の形成に関する意識を高め、積極的にこれを推進することができるように、情報の提供その他必要な支援に努めなければならない。

5 市は、必要に応じて、国、県その他の地方公共団体及び公共的団体に対し、良好な景観の形成について協力を要請するものとする。

（市民等の責務）

第4条 市民等は、自らが良好な景観を形成する主体であることを認識し、良好な景観の

形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、自らの事業活動等が良好な景観の形成に影響を与えるものであることを認識し、その事業活動等の実施に当たっては、良好な景観の形成に寄与するよう努めるとともに、市が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

## 第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定手続)

第6条 市長は、景観計画を策定しようとするときは、法第9条に定める手続によるほか、村上市景観審議会条例（平成25年村上市条例第 号）第1条に規定する村上市景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定は、景観計画の変更について準用する。

(計画提案をすることができる団体)

第7条 法第11条第2項に規定する条例で定める団体は、第26条の規定により認定された景観形成推進活動団体とする。

(計画提案を踏まえた景観計画の策定等をしない場合にとるべき措置)

第8条 市は、法第14条第1項に規定する通知をしようとするときは、あらかじめ審議会に計画提案に係る景観計画の素案を提出してその意見を聴かなければならない。

## 第3章 行為の規制等

(届出対象行為の追加)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更
- (2) 木竹の伐採
- (3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源、その他の物件の堆積
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明

(届出及び勧告等の適用除外)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 別表に掲げる景観計画に定める区域・地区の区分に応じ、それぞれ同表に掲げるもの以外の行為
- (2) 設置の期間が60日を超えない仮設建築物の建築等又は工作物の建設等
- (3) 道路その他の公共の場所から容易に望見できない場所における建築物の建築等又は工作物の建設等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、審議会の意見を聴いた上で良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれがないと市長が認める行為

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号及び第2号に掲げる行為のうち、前条において届出を要しないものとした行為を除く全ての行為とする。

(届出書の添付書類)

第12条 景観法施行規則(平成16年国土交通省令第100号)第1条第2項第4号に規定する条例で定める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 景観形成チェックシート
- (2) 平面図
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(助言及び指導)

第13条 市長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は指導をすることができる。

(勧告に従わなかった旨の公表)

第14条 市長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が、その勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(無届行為者に係る措置)

第15条 市長は、法第16条第1項の規定による届出をすべき者が届出をしないで行為に着手し、又は虚偽の届出をしたときは、届け出るべき事項について報告を求めることができる。

2 市長は、前項に規定する報告について、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、届出をした者に対し、必要な措置を講ずるよう助言し、又は命令することができる。

3 前条の規定は、前項の規定による勧告又は命令をしようとする場合について準用する。

#### 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定)

第16条 市長は、法第19条第1項の規定により景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

2 市長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(景観重要建造物の指定の提案があった場合の措置)

第17条 市長は、法第20条第1項又は第2項の規定により景観重要建造物の指定の提案があった場合は、審議会の意見を聴かななければならない。

(景観重要建造物の管理の基準)

第18条 法第25条第2項に規定する条例で定める景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 防災上必要な措置を講じること。
- (2) 定期的な点検を実施すること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観重要建造物の良好な景観の保全のため必要な管理の方法について、景観重要建造物ごとに定めることができる。

(景観重要建造物の滅失等の届出)

第19条 景観重要建造物の所有者は、当該景観重要建造物が滅失し、又は毀損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要建造物の指定の解除)

第20条 市長は、法第27条第2項の規定に基づく指定の解除をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 第16条第2項の規定は、景観重要建造物の指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の指定)

第21条 市長は、法第28条第1項の規定により景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 市長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨を公告するものとする。

(景観重要樹木の指定の提案があった場合の措置)

第22条 市長は、法第29条第1項又は第2項の規定により景観重要樹木の指定の提案があった場合は、審議会の意見を聴かなければならない。

(景観重要樹木の管理の基準)

第23条 法第33条第2項に規定する条例で定める景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法の基準は、次に掲げるものとする。

(1) 定期的にせん定や枝打ち等の措置を講ずること。

(2) 定期的に病虫害の予防又は駆除の措置を講ずること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、景観重要樹木の良い景観の保全のため必要な管理の方法について、景観重要樹木ごとに定めることができる。

(景観重要樹木の滅失等の届出)

第24条 景観重要樹木の所有者は、当該景観重要樹木が滅失し、枯死し、又は毀損した場合は、遅滞なく市長に届け出なければならない。

(景観重要樹木の指定の解除)

第25条 市長は、法第35条第2項の規定に基づく指定の解除をするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 第21条第2項の規定は、景観重要樹木の指定の解除について準用する。

## 第5章 景観形成推進組織

(景観形成推進活動団体の認定)

第26条 市長は、一定の地区における良い景観の形成を図ることを目的として当該地区の市民が自主的に設置した団体で、次に掲げる要件を満たすものを景観形成推進活動団体として認定することができる。

(1) 団体の活動が、当該地区の良い景観の形成を図るために特に有効であると認められるものであること。

(2) 団体の構成員が、当該地区に存する土地及び建築物等の所有者等により組織されたものであること。

(3) 規則で定める事項を規定する規約が定められているものであること。

2 市長は、景観形成推進活動団体が前項の要件に該当しなくなったと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

## 第6章 支援及び助成並びに表彰

(景観の形成に係る支援及び助成)

第27条 市長は、良い景観の形成に努めようとする者に対し、必要な技術的支援をすることができる。

2 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為を行おうとする者に対し、予算の範囲内において、当該行為に要する経費の一部を助成することができる。

3 前項の良好な景観の形成に著しく寄与すると認められる行為の範囲は、市長が別に定める。

(表彰)

第28条 市長は、良好な景観の形成に著しく寄与していると認められる建築物等について、その所有者、設計者及び施工者を表彰することができる。

2 前項に掲げるもののほか、市長は、良好な景観の形成に著しく貢献したものを表彰することができる。

#### 第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(村上市歴史的景観保全条例の廃止)

2 村上市歴史的景観保全条例（平成20年村上市条例第232号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前に廃止前の村上市歴史的景観保全条例（以下「旧条例」という。）第7条の規定による届出をした者に対する助言及び指導等については、旧条例の定めるところによる。

4 この条例の施行の際、現に策定されている村上市景観計画は、第6条の規定により策定された景観計画とみなす。

#### 別表（第10条関係）

	一般市街地区域 村上駅前区域 瀬波温泉区域	田園・農村区域 森林・山村区域 海岸・漁村区域	重点地区
建築物の新築、増築、改築又は移転	延べ面積100平方メートル以上のもの		延べ面積10平方メートル以上のもの
建築物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	延べ面積100平方メートル以上のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面又は屋根面の1/2以上のもの		延べ面積10平方メートル以上のもので、公共の用に供する土地に面する各壁面又は屋根面の1/4以上のもの
工作物の新築、増築、改築又は移転	高さ10.0メートル以上のもの		高さ1.0メートル以上のもの
工作物の外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	高さ10.0メートル以上のもので、公共の用に供する土地に面する外観の1/2以上のもの		高さ1.0メートル以上のもので、公共の用に供する土地に面する外観の1/4以上のもの

開発行為	1 面積500平方メートル以上のもの 2 切土又は盛土によって生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル以上のもので、かつ、長さが30メートル以上のもの		
土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更	1 面積500平方メートル以上のもの 2 切土又は盛土によって生ずる法面又は擁壁の高さが3メートル以上のもので、かつ、長さが30メートル以上のもの		
木竹の伐採	面積300平方メートル以上の土地における木竹の伐採	面積1,000平方メートル以上の土地における木竹の伐採	高さ7.0メートル以上又は長さ10.0メートル以上の木竹の伐採
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	1 高さが3.0メートル以上のもの 2 堆積に係る土地の面積が300平方メートル以上のもので、かつ、堆積期間が60日以上のもの		
水面の埋立て又は干拓	面積1,000平方メートル以上のもの		
夜間において公衆の観覧に供するため、一定の期間継続して建築物その他の工作物又は物件の外観について行う照明	次の全ての要件に該当するもの 1 届出対象となる規模を持つ建築物及び工作物に対して行われるもの 2 特定照明の新設、移設、改設及び色彩等の照明方式の変更 3 照明期間が60日以上のもの		